

平成23年度定時総会議事録

1. 開催日時 平成23年5月20日 午後3時～午後5時10分
2. 開催場所 岐阜市司町 岐阜会館
3. 議決権を有する社員総数（正会員数）
1,467名
4. 議決権を有する出席社員数
720名（本人出席96名、委任状624名）
被委任者の内訳
会長 590名、 議長 14名、久富賢司 7名、大瀧繁巳 4名、
横井守 2名、長谷川幸生 2名、古田信弘 2名、水谷武 1名、
小林教子 1名、石田学 1名
5. 出席役員 理事 藤井孝一、水谷武、富田彰、横井守、桐山隆雄、大瀧繁巳、
松野由文、村瀬哲也、入山要、村瀬泰基、津川文江、木村裕伸、
棚橋幸雄、中川保、久富賢司、永田徹雄、堀廣美、篠田和雄、
佐伯敏充、長谷川幸生、石田学、山田哲士、平岡博之、
飯沼あい子、伊縫誠一郎、森喜彦
監事 岩崎幸司
6. 社員総会の成立
桐山専務理事から上記のとおり、定足数に足りる社員の出席があったので、本社員総会は適法に成立している旨の報告があった。
7. 議長の選任
司会者、石田美紀が議長の選任を議場に諮ったところ、議場は司会者の指名に一任したので、司会者は西濃支部所属の正会員（社員）「久富賢司」を議長に指名し、会場にその賛否を諮ったところ、会場は満場一致をもってこれに賛成し、承認可決された。
8. 議事録署名人の選任
議長は、議事録署名人の選任を議場に諮ったところ、議長の指名に一任したので、議長は正会員（社員）で岐阜支部所属「大瀧繁巳」及び、各務原支部所属「永田徹雄」の2名を議事録署名人に指名し、その賛否を会場に諮ったところ、会場は満場一致をもってこれに賛成し、承認可決された。

9. 議事の経過の要領及び結果

正会員（社員）久富賢司が議長となり開会を宣し、議事に入った。

第1号議案 平成22年度事業報告及び収支決算承認の件

桐山専務理事より、別紙「平成22年度事業報告及び収支決算」の説明があり、続いて「岩崎幸司」監事より監査報告があった後、議長は、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって賛成し、原案のとおり承認可決された。

<発言の概要>

・財務諸表に対する注記における特定資産の増減額及びその残高について、会館建設運営事業資産 56,802,960 円と CPD 制度運営基金資産 40,000,000 円の差額、16,802,960 円はどこに含まれるのか。

／財政調整資金積立資産に含まれています。

・会館建設運営事業資産を CPD 制度運営基金資産に変更した経緯を説明してください。

／会館建設運営事業資産については会館建設の時期、規模等については具体的計画がない状況であり、公益法人申請にあたって遊休財産として扱われるため、具体的目的のある CPD 制度運営基金資産の一部を変更し、残りを財政調整資金積立資産に変更することを、理事会において承認いただきました。

・財務諸表に対する注記における次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳について、預金 当期末残高 800,047 円の内訳を説明してください。

／財産目録における流動資産小計 6,581,748 円から、現金 68,572 円及び岐阜地域貢献活動基金資金 5,713,129 円を引いた金額です。

第2号議案 平成23年度事業計画（案）及び収支予算（案）承認の件

桐山専務理事より、別紙「平成23年度事業計画（案）及び収支予算（案）」の説明があった後、議長は、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって賛成し、原案のとおり承認可決された。

<発言の概要>

・創立60周年記念事業における雑費に2,276,000円計上されていますが何が含まれていますか。

／祝賀会における懇親会費用等が計上されています。

・あまりにも金額が大きいため、他の科目で計上することはできないのか。

／雑費の中に小科目として食糧費等の科目を設ける方法もありますが、当会では中科目までしか設けていないため、雑費として計上しています。

第3号議案 定款変更承認の件

桐山専務理事より、当法定款を、公益社団法人への移行登記を停止条件として、別紙「公益社団法人岐阜県建築士会定款（案）」のとおり変更したい旨の提案と説明

があった後、議長は、その賛否を議場に諮ったところ、満場一致をもって賛成し、原案のとおり承認可決された。

<発言の概要>

・変更内容について新旧対照ができるような資料にすることはできなかったのか。
／新旧対照表で説明するのが本来ではありますが、「定款の変更」の全体を分かりやすくするため、今回の資料となりました。

第4号議案 補欠役員の選任の件

桐山専務理事より、平成23年1月25日に奥村智明理事が辞任され、また、本日の定時総会の終結をもって桐山隆雄専務理事が辞任することに伴う後任理事の選任について、役員候補者選考規程第2条の規定に基づき選考委員会において、古田信弘氏及び井桁幸彦氏を選考したので、両氏を後任理事に推薦する旨の説明があった後、議長は、古田信弘氏及び井桁幸彦氏の両氏を補欠理事に選任することを議場に諮ったところ、満場一致をもって賛成し、選任が確定した。

なお、被選任者は、いずれも就任を承諾した。

第5号議案 公益社団法人岐阜県建築士会への移行後の役員選任の件

桐山専務理事より、当法人の理事および監事の全員から、公益社団法人への移行登記を停止条件として辞任する旨の届出があった旨の報告の後に、議長は、理事及び監事の選任を議場に諮ったところ、公益社団法人への移行登記を停止条件として次のとおり選任することにつき、満場一致をもって賛成し、この選任が確定した。

理事

藤井孝一、水谷武、富田彰、横井守、井桁幸彦、大瀧繁巳、松野由文、河崎良史、村瀬哲也、入山要、久富賢司、木村裕伸、永田徹雄、古田信弘、佐伯敏充、長谷川幸生、石田学、脇本敏雄、山田哲士、福野嘉彦、河村彰雄、後藤隆吉、渡辺光雄、加藤幸治

監事 早野勝、岩崎幸司

第6号議案 その他の件

桐山専務理事より、別紙「公益社団法人への移行認定申請に関する件」の議案が提案され、当法人の公益社団法人への移行手続きについて詳細に説明があった後に、議長は、公益社団法人への移行手続きの承認を議場に諮ったところ、満場一致をもってこれを賛成し、承認可決された。

以上をもって、本日の議事が終了したので、議長は閉会を宣した。

以上の決議を明確にするため、本議事録を作成し、定款 25 条第 2 項により、議長及び議事録署名人が次に記名押印する。

平成 23 年 5 月 20 日

社団法人 岐阜県建築士会

議 長

議事録署名人

議事録署名人